

令和8年3月31日策定

1 はじめに

本ポリシーは、澱川右岸水防事務組合及び桂川・小畑川水防事務組合（以下「組合」という。）内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を定めることを目的とする。

両組合は、構成団体である京都市役所（建設局土木管理部土木管理課）に事務局を置くことから、京都市情報セキュリティポリシーに基づいた対策に取り組む。

2 情報セキュリティ基本方針

京都市情報セキュリティポリシー中、「情報セキュリティ基本方針」に基づいた対策を講じる。

3 情報セキュリティ対策基準

京都市情報セキュリティポリシー中「情報セキュリティ対策基準」に基づいた対策を講じる。

なお、組織体制および情報インシデントの報告については以下のとおりとする。

(1) 組織体制

ア 最高情報セキュリティ責任者（CISO: Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）

京都市建設局土木管理部土木管理部長をCISOとする。CISOは、両組合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理および情報セキュリティ対策に関する最終決定権限および責任を有する。

イ 情報セキュリティ統括者

京都市建設局土木管理部土木管理課長を情報セキュリティ統括者とする。

情報セキュリティ統括者は、CISOを補佐しなければならない。また、次の権限及び責任を有する。

(ア) 両組合の全てのネットワークにおける運用、設定及び見直しに関すること

(イ) 両組合の全てのネットワークにおける情報セキュリティ対策に関すること

(ウ) 両組合のネットワーク、情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理に関すること

(エ) 情報セキュリティに関する指導及び助言を情報セキュリティ担当者に対して行うこと

(オ) 緊急時にはCISOに早急に報告し、回復のための対策を講じること

(カ) 情報セキュリティ関係規程に係る課題および問題点を含む運用状況を把握し、必要に応じてCISOにその内容を報告すること

(キ) 両組合の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合またはセキュリティ侵害の恐れがある場合、CISOの指示に従い（CISOが不在の場合には

- 自らの判断に基づき)、必要かつ十分な措置を実施すること
- (ク) 緊急時等の円滑な情報共有を図るための連絡体制を含めた緊急連絡網を整備すること

ウ 情報セキュリティ担当者

情報セキュリティ統括者が指名した情報システムの運用管理を担当する事務局職員を情報セキュリティ担当者とし、情報セキュリティ統括者の指示等に従い、次の業務に従事する。

- (ア) 両組合が保有する情報資産の管理
- (イ) 担当する情報システムの運用及び更新等の作業
- (ウ) 担当する情報システムの導入（更新）に伴う事業者等の管理・監督

(2) 情報セキュリティインシデントの報告

ア 内部での情報セキュリティインシデントの報告

- (ア) 事務局職員は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。
- (イ) 情報セキュリティ統括者は、報告のあった情報セキュリティインシデントについて、必要に応じてCISO及び情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。

イ 外部からの情報セキュリティインシデントの報告

- (ア) 職員等は、両組合が管理するネットワークおよび情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、外部から報告を受けた場合、速やかに情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- (イ) 情報セキュリティ責任者は、報告のあった情報セキュリティインシデントについて、必要に応じて管理者およびCISOに報告しなければならない。

ウ 情報セキュリティインシデント原因の究明・記録、再発防止等

事務局を置く京都市と連携し、インシデントの報告、原因究明、再発防止等に取り組むものとする。

4 その他

本ポリシーに定めのない事項については「京都市情報セキュリティポリシー」に準じた対応を実施するものとする。